

平成26年第2回 予算特別委員会記録（第1号）

沖縄県議会（定例会）

開会の日時、場所

平成26年3月6日（木曜日）
午後7時40分開会
第7委員会室

委員の選任

平成26年3月6日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

又吉清義君	島袋大君
中川京貴君	新垣良俊君
浦崎唯昭君	具志孝助君
仲宗根悟君	崎山嗣幸君
高嶺善伸君	山内末子さん
新垣清涼君	奥平一夫君
上原章君	前島明男君
西銘純恵さん	玉城ノブ子さん
當間盛夫君	比嘉京子さん
嶺井光君	

委員長、副委員長の互選

平成26年3月6日、比嘉京子さんが委員長に、又吉清義君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成26年3月6日、理事に中川京貴君、奥平一夫君、上原章君、西銘純恵さん及び當間盛夫君が選任された。

出席委員

委員長	比嘉京子さん	
副委員長	又吉清義君	
委員	島袋大君	中川京貴君
	新垣良俊君	浦崎唯昭君
	具志孝助君	仲宗根悟君
	崎山嗣幸君	高嶺善伸君
	山内末子さん	新垣清涼君
	奥平一夫君	上原章君
	前島明男君	西銘純恵さん
	玉城ノブ子さん	當間盛夫君
	嶺井光君	

本委員会に付託された事件

（3月6日付託）

- 1 甲第1号議案 平成26年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成26年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成26年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 19 甲第19号議案 平成26年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 20 甲第20号議案 平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成26年度沖縄県病院事業会

- 計予算
- 22 甲第22号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)
- 25 甲第25号議案 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
- 26 甲第26号議案 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 27 甲第27号議案 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 28 甲第28号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 29 甲第29号議案 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 30 甲第30号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 31 甲第31号議案 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 32 甲第32号議案 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 33 甲第33号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 34 甲第34号議案 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)
- 35 甲第35号議案 平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 36 甲第36号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長及び副委員長の互選
- 2 予算特別委員会運営要領について
- 3 理事の選任



○宮城弘議会議事事務局政務調査課副参事 予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、前島明男委員が年長者であります。

よって、この際、委員会条例第7条の規定により、

前島明男委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

(前島明男委員、委員長席に着席)

○前島明男年長委員 皆さん、遅くまで大変お疲れさまでございます。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議ないということですので、私のほうから指名をいたします。

比嘉京子さんを委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、比嘉京子さんが委員長に互選されました。

ただいま委員長が互選されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(年長委員退席、委員長着席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙により予算特別委員長に就任いたしました比嘉京子でございます。

平成26年度当初予算は、当初予算として初めて7000億円台の予算規模となっており、本委員会の果たすべき役割は極めて重大であり、委員長就任に当たり、改めて責任の重さを痛感いたしております。

委員会の運営につきましては、公正中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○比嘉京子委員長 それでは、これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は指名推選による方法と投票によ

る方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法により私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、又吉清義君を副委員長に指名いたします。
ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、又吉清義君が副委員長に互選されました。
ただいま選任されました又吉清義副委員長から就任の御挨拶を自席でお願いいたします。

○又吉清義副委員長 まだ新人ながら、間も浅いのですが、こんな大役をさせていただきましてありがとうございます。議員として精いっぱい、県民の福祉向上に向けていい予算が成立できることを願って、就任の挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございます。

○比嘉京子委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。



○比嘉京子委員長 次に、予算特別委員会運営要領についてお諮りいたします。

なお、既にお手元に予算特別委員会運営要領案を配付してありますので、この案に基づき御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要について説明)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

予算特別委員会運営要領についてお諮りいたします。

予算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いただきましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○比嘉京子委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任が必要です。理事5人の選任について御協議をお願

いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

理事5人の選任についてお諮りいたします。

理事に中川京貴委員、上原章委員、奥平一夫委員、西銘純恵委員、當間盛夫委員、以上の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

今回は、明 3月7日 金曜日 午前10時から委員会を開き、補正予算の審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後8時7分散会

予算特別委員会運営要領

1 委員会室

第7委員会室を使用する。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

- (1) 審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。
- (2) 補正予算の審査については本委員会で行うこととし、当初予算の審査については、総括説明を本委員会で行った後、室部局に係る事項については、所管の常任委員会に調査を依頼して行うものとする。(別紙様式1)
- (3) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る予算事項とする。
- (4) 常任委員長は、調査終了後に調査報告書を提出するものとする。(別紙様式2)

4 質疑の要領

(1) 補正予算

- ① 質疑の時間は、審査日委員1人10分とする。
- ② 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- ③ 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- ⑤ 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- ⑥ 質疑の順序は多数党派順とする。

(2) 当初予算

総括説明を本委員会で行った後、常任委員会に調査を依頼する。

5 説明員

- (1) 補正予算の概要説明は、総務部長及び企業局長が行うものとする。
- (2) 当初予算の総括説明は、総務部長が行うものとする。

6 常任委員長等に対する質疑

- (1) 常任委員長から提出された調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合、当該常任委員長等を委員外議員として出席を求めるものとする。
- (2) 予算委員は、常任委員長の報告に対して質疑を行う場合には、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日の午後3時までに政務調査課に通告するものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 常任委員長から提出された調査報告書の「要調査事項」に関し、知事等出席答弁が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。
- (2) 知事等に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項について、まず委員長が代表し

て行い、答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとする。

8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

9 その他

予算議案の審査等については、本要領及び「予算議案の審査等に関する基本的事項について」（平成26年2月7日議会運営委員会決定）に基づいて行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

(別紙1)

委員席の配置

議 会 事 務 局					
(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席	
議 会 事 務 局	説 明 員				
比 嘉 京 子 委 員 長					
	島袋大委員	又吉清義委員	高嶺善伸委員	崎山嗣幸委員	仲宗根悟委員
浦崎唯昭委員	新垣良俊委員	中川京貴委員	奥平一夫委員	新垣清涼委員	山内末子委員
前島明男委員	上原章委員	具志孝助委員	當間盛夫委員	玉城ノブ子委員	西銘純恵委員
		嶺井光委員			

(別紙2)

予算特別委員会審査日程

月 日	曜日	時 刻	事 項	関係室部局等	備 考
平成26年 3月6日	木	本会議及び各 委員会終了後	予算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の 件		
7日	金	午前 10 時	予算特別委員会 ○平成25年度補正予算審査	知 事 公 室 総 務 部 企 画 部 環 境 生 活 部 福 祉 保 健 部 農 林 水 産 部 商 工 労 働 部 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 土 木 建 築 部 企 業 委 員 会 教 育 安 全 委 員 会 公 議 員 務 局	
8日	土				
9日	日				
10日	月	常 任 委 員 会 終 了 後	予算特別委員会 ○平成25年度補正予算採決		常 任 委 員 会 (先 議)
11日	火				
12日	水	午前 10 時 本会議 ○補正予算委員長報告、採決 本会議終了後 予算特別委員会 ○平成26年度一般会計・特別会計予 算及び企業会計予算（概要説明）	総 務 部		
13日	木	午前 10 時	各常任委員会 ○所管事務に係る予算事項調査	関 係 室 部 局	
14日	金	午前 10 時	各常任委員会 ○所管事務に係る予算事項調査 ○予算調査報告書記載内容について の協議	関 係 室 部 局	
15日	土				
16日	日				
17日	月		・ 予算調査報告書整理日		
18日	火		・ 予算特別委員に対する予算調査報 告書の配付 ・ 常任委員長に対する質疑の通告締 め切り		
19日	水	午前 10 時	予算特別委員会 ○予算調査報告書記載内容について の協議		
20日	木	午前 10 時	予算特別委員会 ○（予算特別委員による）総括質疑		
21日	金				春 分 の 日
22日	土				
23日	日				
24日	月				常 任 委 員 会
25日	火				常 任 委 員 会
26日	水	特 別 委 員 会 終 了 後	予算特別委員会 ○採決		特 別 委 員 会

(別紙様式2)

平成28年3月17日

予算特別委員長
○○○○ 殿

各常任委員長

予 算 調 査 報 告 書

本委員会は、3月6日に依頼のあった予算議案の調査結果を、下記のとおり報告します。

記

議案番号	件	名

- 1 委員会における質疑・答弁の主な内容
別紙のとおり
- 2 予算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（要調査事項）
別紙のとおり
- 3 特記事項
なし

(別紙様式1)

平成28年3月6日

各常任委員長
○○○○ 殿

予算特別委員長
○○○○

付託議案の部局別調査依頼について

本委員会に付託を受けた予算議案について、所管の常任委員会において室部局別調査を行っていただくようお願いいたします。
なお、調査結果につきましては、3月17日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

常任委員会名	件	名

予算議案の審査等に関する基本的事項について

常任委員会に対する予算議案の調査依頼は、特別委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査することにより、効率的で充実した審査に資することを目的とし、予算議案の審査等に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

2 予算特別委員会の開催場所について

予算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。

3 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

4 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

5 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の持ち時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 常任委員会での採決は行わないものとする。

6 予算調査報告書の作成について

- (1) 予算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき作成するものとする。ただし、調査報告書の作成は委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、予算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。
- (3) 調査報告書は、予算特別委員会において同報告書を審査する日の前日の正午までに予算委員に配付するものとする。
- (4) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

7 調査報告書に対する質疑について

- (1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合、当該常任委員長を委員外議員として出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日の午後3時とする。

8 要調査事項に対する質疑について

- (1) 要調査事項に関し、知事等の出席答弁が必要であると認める場合には、予算特別委員会の決定に基づき、審査の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。
- (2) 知事等への要調査事項に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず予算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。
- (3) 質疑の時間及び方法その他必要な事項は予算特別委員会において決定するものとする。

9 理事会について

予算特別委員会に理事会を設置するものとする。

10 その他

議会運営委員会決定において定められている「委員外議員制度（委員の差し替え）」については適用しないものとする。

(別紙1)

予算議案の審査日程

年月日	委員会等	時間	事項	関係室部局等
1日目	予算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
2日目	予算特別委員会	午前10時	○平成25年度補正予算審査	関係室部局
3日目	予算特別委員会	各常任委員会終了後	○平成25年度補正予算採決	
4日目			○議案整理日	
5日目	本会議	午前10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本会議終了後	○平成26年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総務部 関係室部局
6日目	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
7日目	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
8日目			○常任委員会に係る予算調査報告書整理日	
9日目			○常任委員会に係る予算調査報告書整理日	
10日目			○予算特別委員に対する予算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付時刻 : 正午 質疑通告締め切り時刻 : 午後3時
11日目	予算特別委員会	午前10時	○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
12日目	予算特別委員会	午前10時	○総括質疑	知事等 関係室部局
	常任委員会			
	常任委員会			
	常任委員会			
13日目	予算特別委員会	午前10時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 前 島 明 男

委 員 長 比 嘉 京 子